

## 離農農家の保有農地の権利移動状況調査結果(平成23年離農)の概要

平成24年12月  
北海道農政部  
農業経営局農地調整課

### 1 調査の趣旨等について

#### (1) 調査の趣旨

道では、道内における離農に伴う農地の権利移動の実態を把握するため、「離農実態調査」を昭和45年以降毎年実施しています。

なお、平成16年の調査から、離農農家が保有していた農地全体の離農に伴う権利移動等の状況を詳細に把握するため、調査対象の拡大を行うとともに、調査の趣旨がより適切に表現されるよう調査名称を変更しています。

#### (2) 調査対象

調査の対象とした離農農家は、平成23年1月1日から平成23年12月31日までに農地法又は農業経営基盤強化促進法の適用を受けて、その保有する農地又は採草放牧地の全部又は一部の権利移動(以下「処分」という。)をして、又は全地未処分のまま農業を廃止した農家としています。

ただし、全地未処分のまま農業を廃止した農家については、農地の権利移動がないため、日頃の農業委員会等活動の中で情報収集したものであるため、留意してください。

### 2 調査結果の概要について

#### (1) 離農農家の状況

ア 離農農家戸数は、全道で739戸で、昨年より103戸増加しています。このうち個人農家は722戸、1戸1法人農家が10戸、2戸以上法人が7戸となっています。

イ 離農農家の保有農地面積は9,291haで、1戸当たりの保有農地面積は12.6ha(昨年より0.7ha増加)、筆数は12.1筆(昨年より0.1筆増加)となっています。

ウ 離農農家739戸のうち、農地の全部を平成23年中に処分した農家(「全地処分農家」という。)は666戸、一部だけ処分した農家(「一部処分農家」という。)は37戸、全く処分しなかった農家(「全地未処分農家」という。)は32戸、全農地が自留地(離農後、処分しないで、家庭菜園的に保有する小規模の農地)のまま残っている農家(「全地未処分自留地農家」という。)は4戸となっています。

エ 離農農家は、上川及び空知の振興局で多く、全体の53%を占め、経営形態別では稲作が48%を占めています。

経営規模別では、10ha未満の農家が69%、年齢別では、60歳以上が77%となっています。

オ 離農の理由は後継者問題が多く、全体の47%を占め、次いで、労働力不足が27%となっています。

#### (2) 農地の処分状況

ア 離農農家の保有農地のうち、年内に処分した面積は7,933haで保有面積の85%を占めています。

イ 離農農家の農地の処分形態(賃借権の解約等を除く)は、所有権移転が51%、賃借権の設定等が49%で、農業経営基盤強化促進法に基づくものが全体の86%を占めています。

ウ 農地の処分先は、農家が75%で、その農家1戸当たりの引受面積(離農農家の農地の処分

先面積)は6.4haとなっております。

エ 農家に処分された農地面積の78%は、処分先が個人農家で、そのうち認定農業者が94%となっています。

オ 処分先箇所数は、70%が1箇所、経営規模別には、10ha未満で1箇所の割合が多く、10haを境に2箇所以上の割合が多くなっています。

カ 農家以外に処分された農地面積の90%は、農地保有合理化法人等となっています。

### (3) 未処分農地の状況

ア 離農農家の年内未処分農地面積(自留地を除く。)は1,315ha(保有面積14%)と、22年より502ha増加しています。

イ 前年からの未処分農地は平成20年まで増加傾向にあり、21年及び22年は一時減少したが、23年は再び増加し、前年より259ha多い2,420haとなっています。

ウ この結果、前年からの未処分農地面積と23年の未処分農地面積を合わせた、23年末の未処分農地面積の累計面積は3,734haとなっています。

エ 離農農家の未処分理由(戸数ベース)は、「次年度以降処分」とする者が多く、全体の42%を占めています。

### 離農戸数及び年内処分面積の推移

(単位:戸、ha、ha/戸)

暦年	離農戸数 ①	年内処分 農地面積 ②	1戸当たり年 内処分農地面積 ②/①	暦年	離農戸数 ①	年内処分 農地面積 ②	1戸当たり年 内処分農地面積 ②/①
S45	4,706	29,131	6.2	17	915	8,478	9.3
50	2,537	11,937	4.7	18	1,340	11,328	8.5
55	1,415	6,270	4.4	19	1,095	9,593	8.8
60	1,316	79,421	6	20	909	9,205	10.1
H2	1,739	11,850	6.8	21	692	7,519	10.9
7	1,186	10,414	8.8	22	636	6,727	10.6
12	1,134	12,432	11	23	739	7,933	10.7

# 離農農家の保有農地の 権利移動状況調査結果 (平成23年離農)

## 目次

I 調査目的及び調査方法等	1
II 調査結果の概要	
1 離農戸数、保有農地面積及び年内処分農地面積	2
2 振興局別離農戸数、保有面積及び処分面積	5
3 離農農家の経営形態	7
4 離農農家の経営規模別	9
5 離農農家の年齢	10
6 離農の理由	12
7 農地の処分形態	14
8 農地の処分先	16
9 農地の処分先箇所数	19
10 未処分農地	20

平成24年12月

北海道農政部農業経営局農地調整課

## I 調査目的及び調査方法等

### 1 調査目的

この調査は、平成23年に離農農家が保有していた農地の権利移動状況等を調査することにより、離農農家の経営形態、経営規模及び離農理由等農業構造の実態を把握するとともに、今後の農地の利活用等に資することを目的とする。

### 2 調査対象農地

- (1)平成23年1月1日から平成23年12月31日までの間に離農した農家の農地
- (2)平成22年以前に離農した農家の未処分農地(平成23年に離農した農家がない場合も調査対象とする。)

### 3 調査方法

農業委員会等(農業委員会を設置していない市町村を含む)が農地の権利移動に係る許可事務等で把握している離農農家を対象に調査した。

### 4 調査内容

- (1)離農農家の戸数、経営形態及び年齢
- (2)離農農家の保有面積、処分面積、未処分面積及び自留地面積
- (3)処分先農家等の戸数、経営形態及び年齢
- (4)処分(買い受け、借り受け)面積及び処分先箇所数
- (5)処分に当たっての適用法令及び権利の種類
- (6)離農理由及び未処分の理由
- (7)未処分農地の処理状況

### 5 定義及びその他

#### (1)離農農家

離農農家とは、平成23年(1月～12月)に農地法又は農業経営基盤強化促進法等の適用を受けて、その保有する農地又は採草放牧地の全部又は一部を処分して、又は未処分のまま農業を廃業した経営耕地面積30アール以上の個人農家及び農業生産法人とした。

#### (2)経営形態

経営形態は、販売収入(農業粗生産額)第1位部門の作目によって決めるものとし、次の6形態とした。複合経営の場合も主たる経営形態で次のいずれかを選択する。

- ① 稲作、② 畑作、③ 野菜、④ 果樹・花き、⑤ 酪農、⑥ 畜産

#### (3)採草放牧地の扱い

この調査では、便宜的に農地に含めてカウントした。

#### (4)自留地

離農後、処分しないで自家菜園的に保有する小面積の土地

#### (5)経営主の年齢

離農時又は農地の買い受け又は借り受け時の満年齢とした。なお、法人については、便宜的に代表者の年齢とした。

#### (6)処分形態による農家の区分

ア 全地処分農家…未処分農地がない農家(自留地があっても未処分農地がない限り、全部処分されたと見なす。)

イ 一部処分農家…処分農地と未処分農地がある農家(自留地の有無は問わない。)

ウ 全地未処分農家…処分農地及び自留地がない農家

エ 全地未処分自留地農家…処分農地及び未処分農地がなく、全て自留地として保留している農家

#### (7)その他留意事項

平成15年までは、離農した年のうちに自らの保有農地の全部又は一部を処分した農家のみを調査対象としていたが、平成16年以降は、農地を全く処分しなかった農家も含めた。

なお、農地を全く処分しなかった農家は、農地の権利移動がないため、日頃の農業委員会等活動を通じて情報収集に努めた。

## II 調査結果の概要

### 1 離農戸数、保有農地面積及び年内処分農地面積

平成23年の離農戸数は739戸、離農農家1戸当たりの保有農地面積は12.6ha、年内処分面積は10.7ha

- 平成23年の全道の離農戸数は739戸、離農時の保有農地面積は9,291haで、昨年より103戸、1,702ha増加している。
- このうち、離農年内に処分された面積は7,933haで、昨年より1,206ha多くなっている。一方、離農農家1戸当たりの保有農地面積は12.6ha、年内処分農地面積は10.7haで、昨年より、それぞれ0.7ha、0.1ha多くなっている。

表1 離農戸数、離農時保有農地面積及び年内処分農地面積の推移

(単位: 戸、ha)

	離農戸数	離農時保有農地面積	年内処分農地面積	離農農家1戸当たり	
				離農時保有農地面積	年内処分農地面積
S45	4,706		29,131.0		6.2
50	2,537		11,936.6		4.7
55	1,415		6,269.7		4.4
60	1,316		7,942.1		6.0
H2	1,739		11,850.3		6.8
7	1,186.0		10,413.9		8.8
12	1,134		12,432.3		11.0
15	900		9,103.7		10.1
17	915	9,400.4	8,478.0	10.3	9.3
18	1,340	12,630.4	11,327.7	9.4	8.5
19	1,095	10,926.5	9,593.4	10.0	8.8
20	909	10,187.5	9,204.8	11.2	10.1
21	692	8,022.9	7,519.4	11.6	10.9
22	636	7,589.2	6,727.4	11.9	10.6
23	739	9,291.0	7,933.4	12.6	10.7
H23-22	103	1,702	1,206	0.7	0.1
H23/22	116	122	118	106	101

(注)1 平成23年の離農戸数739戸の内訳

個人農家722戸、1戸1法人10戸、2戸以上法人7戸

全地処分農家666戸、一部処分農家37戸、全地未処分農家32戸、全地未処分

自留地農家4戸

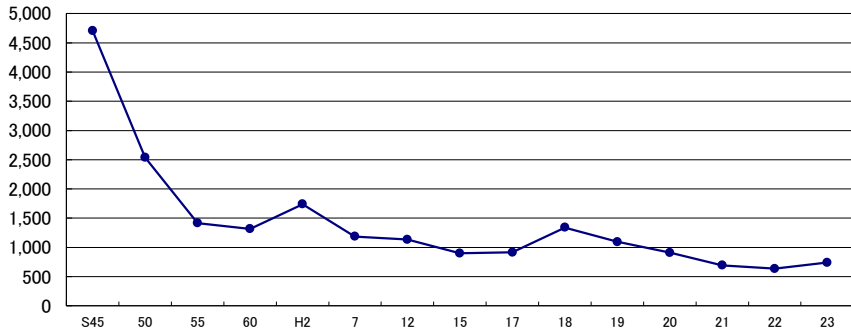
2 処分農地7,933,44ha、未処分農地面積(自留地を除く)1,314,7ha、自留地42.9ha

3 離農時保有農地面積は、離農農家が離農時に保有していた全ての農地所有地、借入地及び貸付地の合計

4 年内処分農地面積は、離農年内に処分した農地面積

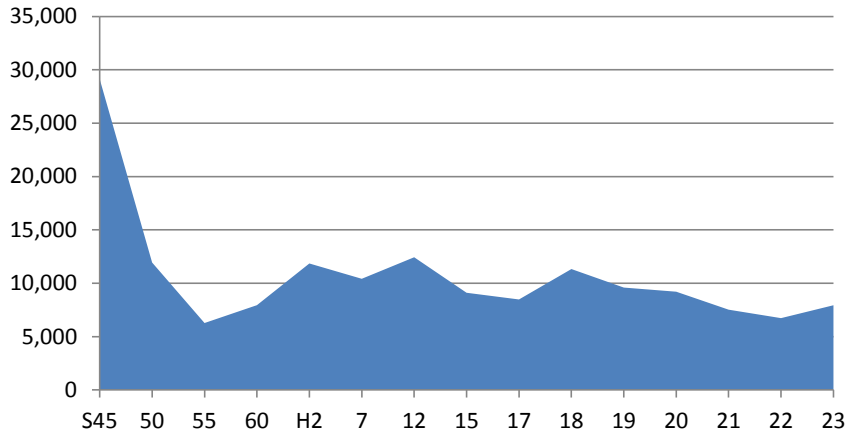
(戸)

図1-1 離農戸数の推移



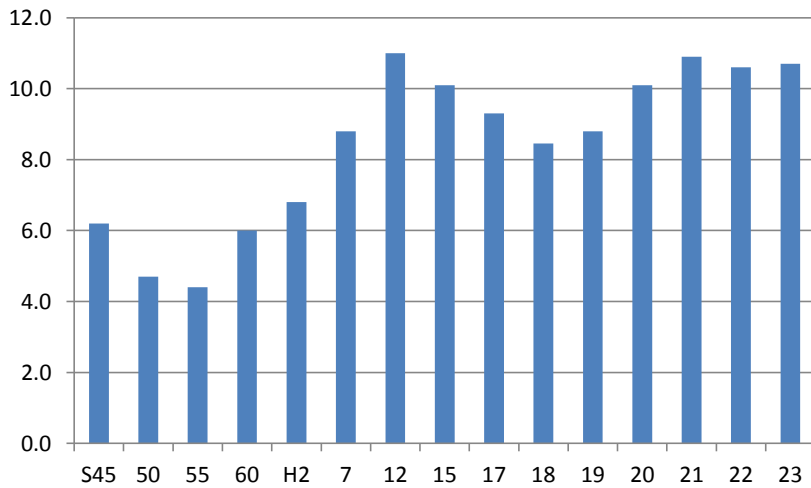
(ha)

図1-2 離農に伴う年内処分農地面積



(ha)

図1-3 離農農家1戸当たり年内処分農地面積



(農地の筆数)

離農農家1戸当たりの保有農地は 12.1筆

- 離農農家の平均保有筆数は12.1筆で、経営形態別には、稲作8.3筆、畑作10.9筆、野菜6.0筆、果樹・花き16.9筆、酪農27.5筆、畜産17.3筆となっている。
- 経営規模別では、1ha未満の離農農家は3.1筆であるが、規模が大きくなるにしたがって増え、30～50ha以上では30.0筆、50ha以上では42.7筆となっている。

図1-4 経営形態別に見た離農農家の農地の保有筆数(H23)

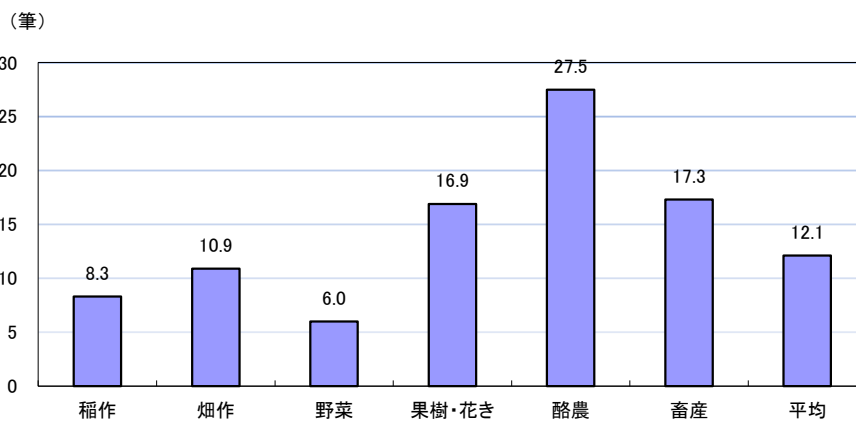
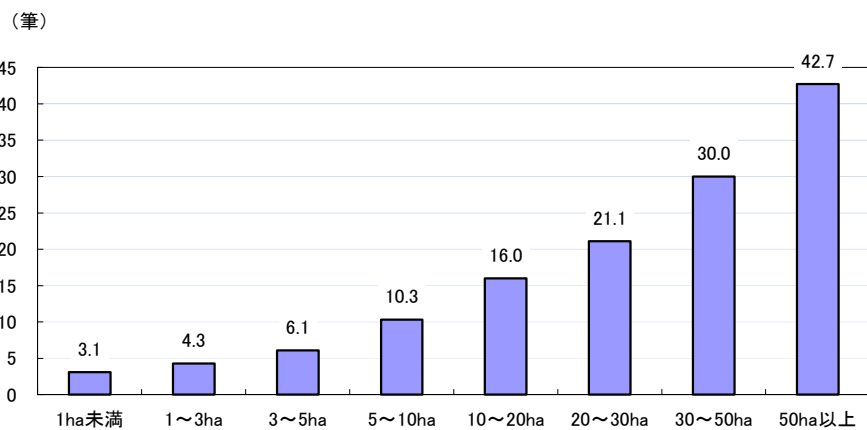


図1-5 経営規模別に見た離農農家の農地の保有筆数(H23)



## 2 振興局別離農戸数、保有面積及び処分量

離農者の53%は、上川及び空知の農家

- 離農戸数を振興局別にみると、上川及び空知が多く、この2局で全道の53%を占めている。
- 保有農地面積は、十勝が1,717haと最も多く、次いで上川の1,518ha、根室の1,380haとなっている。
- 処分量は、上川が1,465haと最も大きく、次いで十勝の1,375ha、オホーツクの1,160haとなっている。
- 1戸当たりの処分量は、宗谷が41.9ha、釧路は33.5ha、根室は32.1haと大きい。これに対し、渡島、石狩、後志は5ha以下と小さい。

表2 振興局等別の離農戸数と処分量

(単位:戸、ha)

振興局	離農戸数				保有面積			処分量		
	21年	22年	23年	うち農地 処分量	21年	22年	23年	21年	22年	23年
空知	176	153	195	192	999.5	875.0	1,138.1	981.6	854.2	1,104.1
石狩	45	48	48	41	208	216.8	228.6	191.8	202.9	214.5
後志	30	24	33	28	140.7	162.2	202.5	100.6	127.1	156.5
胆振	7	9	15	14	51.9	84.4	139.0	32.0	82.1	133.6
日高	50	19	22	22	408.3	285.3	152.8	364.5	283.6	152.4
渡島	22	19	14	13	97.5	78.6	17.8	54.5	14.7	16.8
檜山	12	8	1	1	75.9	69.0	7.4	75.2	60.4	7.1
上川	149	198	200	197	887	1050.7	1,518.3	847.9	1010.7	1,464.6
留萌	9	14	21	21	84.9	71.1	329.2	81.5	66.0	325.7
宗谷	19	8	10	8	985.5	519.4	559.5	985.5	448.3	418.8
オホーツク	57	51	73	71	896.9	879.1	1,183.6	830.0	833.6	1,159.6
十勝	89	47	64	64	1753	1091.3	1,717.1	1,663.2	905.4	1,374.9
釧路	16	12	17	15	792	571.4	717.5	751.4	336.1	570.2
根室	11	26	26	16	642.3	1634.9	1,379.6	559.7	1502.4	834.6
全道	692	636	739	703	8023	7589.2	9,291.0	7,519.4	6727.4	7,933.4

(戸)

図2-1 振興局別の離農戸数の推移

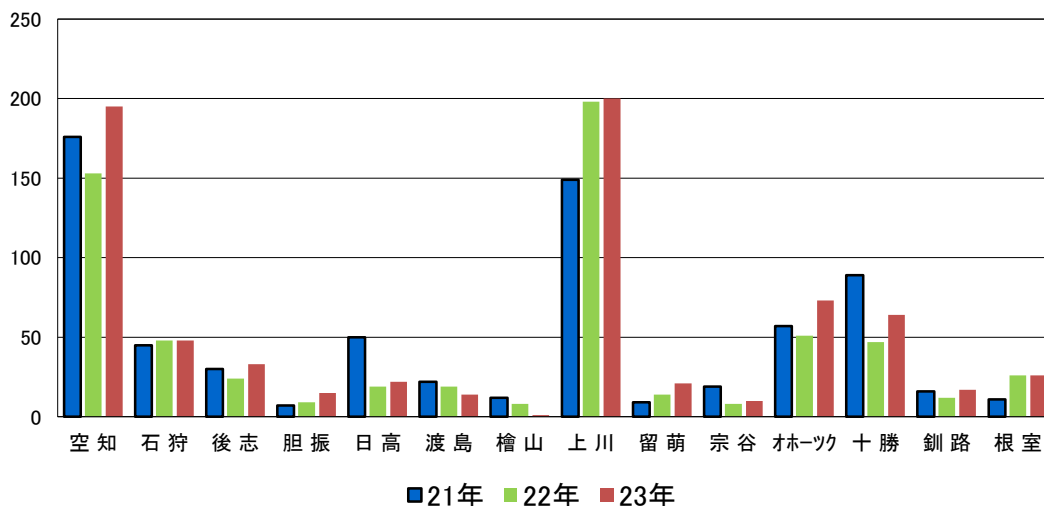




図2-2 振興局等の離農戸数の割合(H23)

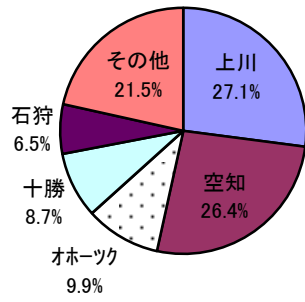


図2-3 振興局別の処分量の割合(H23)

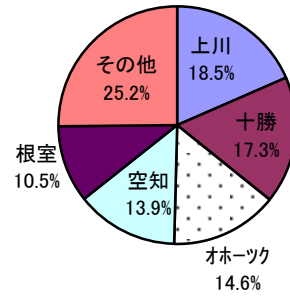


図2-4 振興局別の処分量の推移

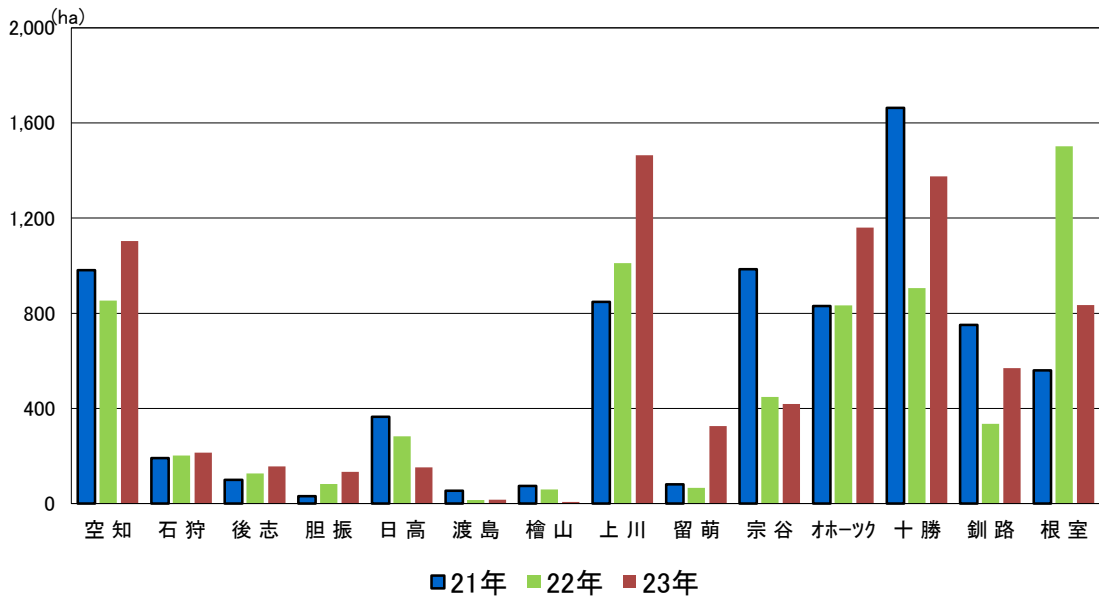
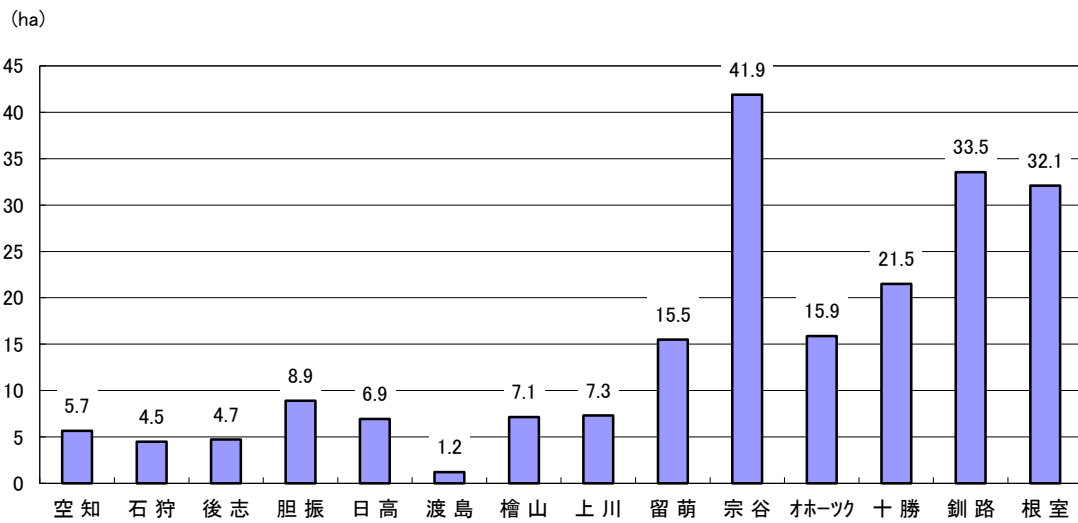


図2-5 振興局別の離農農家1戸当たり処分量(H23)



### 3 離農農家の経営形態

離農戸数の48%は稲作農家、次いで30%の畑作農家

- 離農農家を経営形態別にみると、稲作が48%を占め、次いで畑作が30%、酪農が15%となっている。
- 処分面積は、酪農が44%、畑作が30%、稲作が23%となっている。
- 1戸当たりの処分面積は、酪農が32haと大きく、次いで畑作の11ha、畜産の10haとなっている。

表3 離農農家の経営形態別離農戸数及び処分面積等(H23)

(単位:戸、ha)

	稲作	畑作	野菜	果樹・花き	酪農	畜産	計
離農戸数	352 (47.6)	220 (29.8)	34 ( 4.6)	8 ( 1.1)	108 (14.6)	17 ( 2.3)	739 (100.0)
処分面積	1,802.7 (22.7)	2,346.2 (29.6)	118.3 ( 1.5)	38.0 ( 0.5)	3,462.3 (43.6)	166.0 ( 2.1)	7,933.4 (100.0)
1戸当たり 処分面積	5.1	10.7	3.5	4.8	32.1	9.8	10.7

(注) カッコ内は全体に対する割合である。

図3-1 離農戸数の経営形態別の割合(H23)

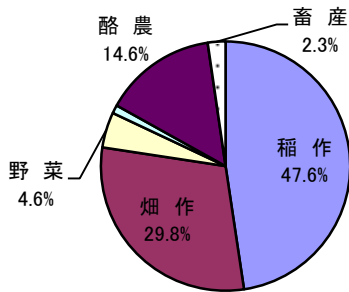


図3-2 処分面積の経営形態別の割合(H23)

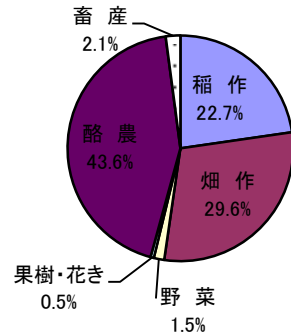
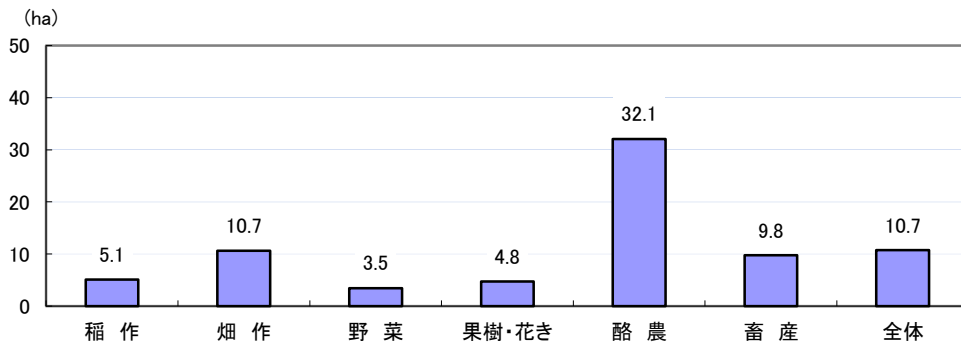


図3-3 経営形態別に見た離農農家1戸当たり処分面積(H23)



(参考) 経営形態別離農戸数及び処分面積等の推移

(単位: 戸、ha、%)

区 分		稲 作	畑 作	野 菜	果樹・花き	酪 農	畜 産	合 計
離 農 戸 数	H16	719	357	39	5	109	19	1,248
	17	517	249	33	4	96	16	915
	18	745	403	52	8	110	22	1,340
	19	593	310	32	5	134	21	1,095
	20	476	294	11	8	98	22	909
	21	302	242	26	7	93	22	692
	22	301	185	32	9	84	25	636
	23	352	220	34	8	108	17	739
処 分 面 積	H16	3,519.8	2,453.3	120.9	21.1	3,204.0	206.0	9,525.1
	17	2,771.4	2,220.2	167.4	9.6	2,973.0	336.4	8,478.0
	18	3,823.9	3,451.5	219.2	14.3	3,602.2	216.6	11,327.7
	19	2,733.3	2,510.3	52.9	15.4	4,125.2	156.3	9,593.4
	20	2,339.2	3,317.6	44.6	19.3	3,115.7	368.4	9,204.8
	21	1,586.5	2,124.9	142.7	6.5	3,388.1	270.7	7,519.4
	22	1,521.5	1,657.0	118.0	33.6	3,082.2	315.2	6,727.4
	23	1,802.7	2,346.2	118.3	38.0	3,462.3	166.0	7,933.4
処 <sup>1</sup> 戸 分 当 面 た 積 り	H16	4.9	6.9	3.1	4.2	29.4	10.8	7.6
	17	5.4	8.9	5.1	2.4	31.0	21.0	9.3
	18	5.1	8.6	4.2	1.8	32.7	9.8	8.5
	19	4.6	8.1	1.7	3.1	30.8	7.4	8.8
	20	4.9	11.3	4.1	2.4	31.8	16.7	10.1
	21	5.3	8.8	5.5	0.9	36.4	12.3	10.9
	22	5.1	9.0	3.7	3.7	36.7	12.6	10.6
	23	5.1	10.7	3.5	4.8	32.1	9.8	10.7
H23/22	離農戸数	116.9	118.9	106.3	88.9	128.6	68.0	116.2
	処分面積	118.5	141.6	100.3	113.1	112.3	52.7	117.9
	(1戸当たり)	( 1.0)	( 1.2)	( 0.9)	( 1.3)	( 0.9)	( 0.8)	( 1.0)

#### 4 離農農家の経営規模

離農農家の69%は、10ha未満の経営規模

- 離農農家を経営規模は、保有農地面積10ha未満の階層が69%を占めている。
- 経営規模別離農戸数を経営形態別にみると、稲作、野菜及び果樹・花きは10ha未満の階層が多いが、酪農では30ha以上の階層が多い。

図4-1 経営規模別の離農戸数の割合の推移

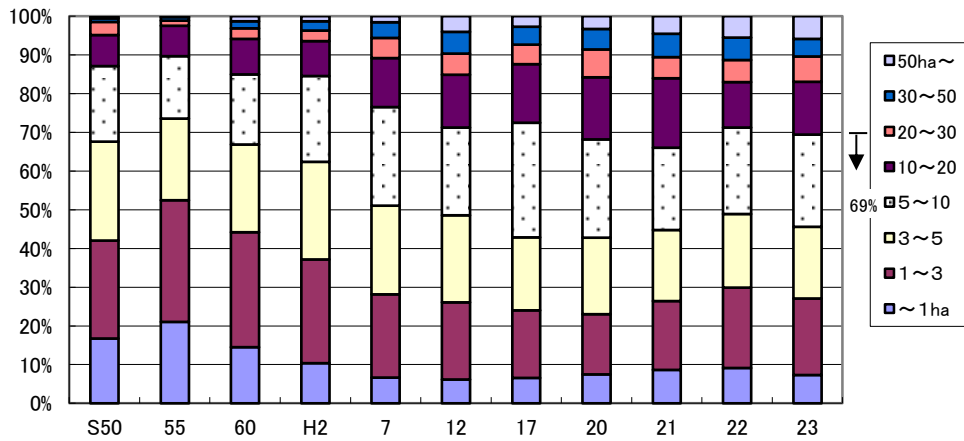
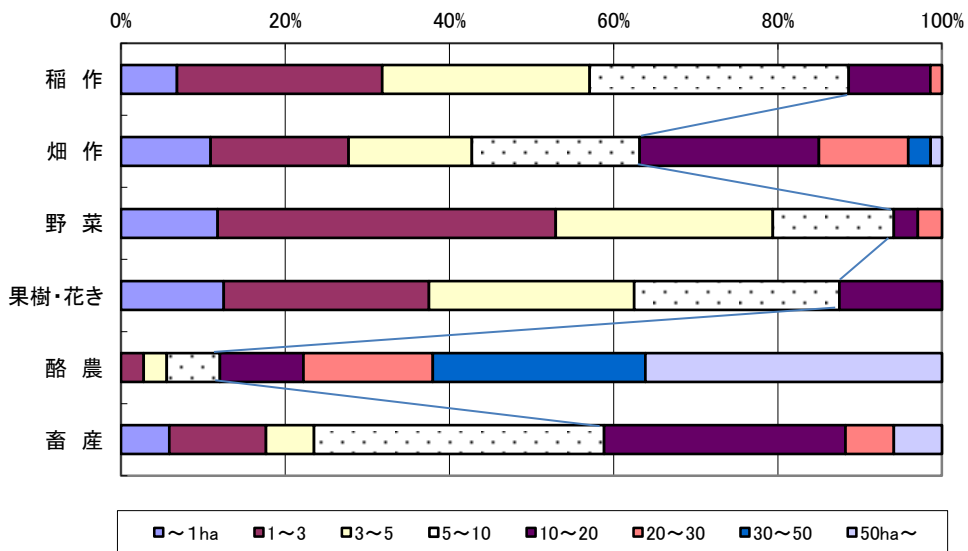


図4-2 経営類型別にみた経営規模別の離農戸数の割合(23年)



## 5 離農農家の年齢

離農農家の77%は60歳以上

- 離農戸数を世帯主の年齢別にみると、65歳以上が59%と最も多く、次いで60～64歳が18%と、60歳以上が全体の77%を占めている。
- 65歳以上の割合を経営形態別にみると、稲作、畑作、野菜及び果樹・花きは約6割以上であるのに対し、酪農及び畜産は約4割以下と少ない。
- 世帯主の平均離農年齢は67歳と高齢化し、振興局別では、胆振、石狩及び留萌が高く、宗谷、十勝及び根室は低い。
- 1戸当たり処分面積では、40～49歳の年齢層が19haと多く、29歳未満は5haと少ない。

表4 世帯主年齢別の離農戸数と年内農地処分面積

	(単位: 戸、ha、%)						
	29歳未満	30～39	40～49	50～59	60～64	65歳以上	合計
離農戸数	1 ( 0.1)	13 ( 1.8)	52 ( 7.0)	101 (13.7)	136 (18.4)	436 (59.0)	739 (100.0)
処分面積	5.1 ( 0.1)	238.2 ( 3.0)	983.0 (12.4)	1,474.3 (18.6)	2,068.4 (26.1)	3,164.5 (39.9)	7,933.4 (100.0)
1戸当たり	5.1	18.3	18.9	14.6	15.2	7.3	10.7

図5-1 世帯主年齢別の離農戸数の割合(H23)

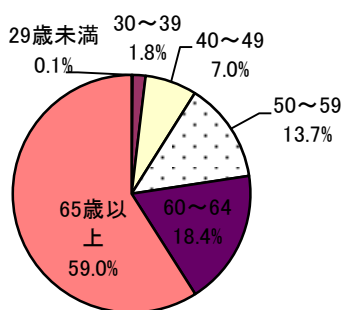


図5-2 世帯主年齢別の1戸当たり処分面積(H23)

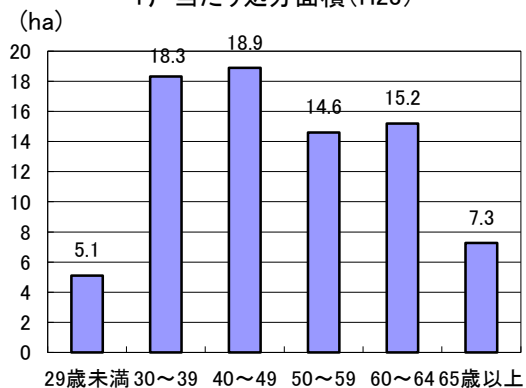
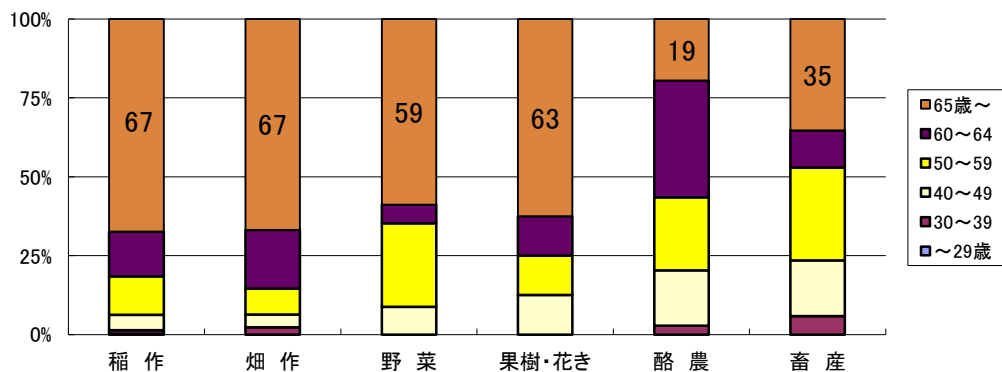


図5-3 経営形態別にみた離農農家の年齢分布(H23)



(歳) 図5-4 離農農家の世帯主の平均離農年齢の推移

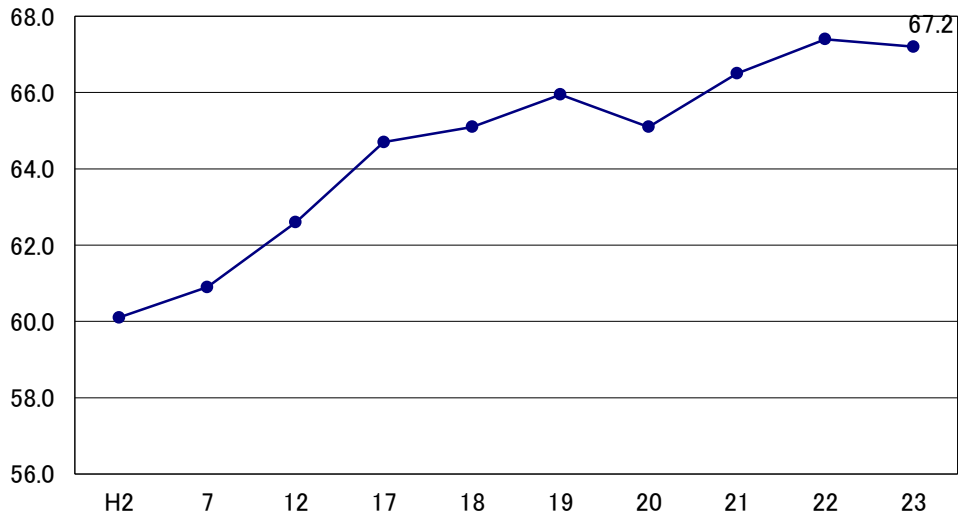


表5 経営形態別にみた世帯主の平均離農年齢(H23)

(単位:歳)

	稲作	畑作	野菜	果樹・花き	酪農	畜産	全体
平均離農年齢	68.7	70.0	65.6	70.3	58.1	61.2	67.2

表6 振興局別にみた世帯主の平均離農年齢(H23)

(単位:歳)

振興局	年齢	振興局等	年齢	振興局等	年齢	振興局等	年齢
空知	67.3	日高	68.9	留萌	70.1	釧路	60.8
石狩	72.3	渡島	69.4	宗谷	60.2	根室	58.3
後志	67.2	檜山	65.0	オホーツク	63.3	総計	67.2
胆振	74.6	上川	69.9	十勝	60.2		

(参考) 経営類型別にみた世帯主の平均離農年齢の推移

(単位:歳)

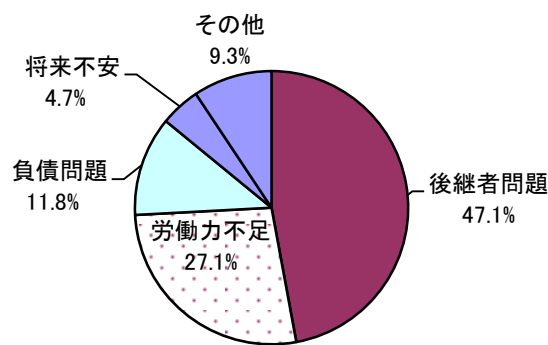
区分	稲作	畑作	野菜	果樹・花き	酪農	畜産	全体
H16	65.8	66.3	68.5	67.2	56.8	57.0	65.1
17	65.1	67.1	64.1	50.5	58.0	57.4	64.7
18	65.8	66.4	63.7	72.1	55.8	63.6	65.1
19	67.6	66.8	67.7	73.4	56.3	62.9	65.9
20	66.9	64.8	65.9	76.4	57.7	61.1	65.2
21	69.1	68.1	62.8	61.3	56.5	61.5	66.5
22	69.2	67.8	68.5	73.6	60.0	64.0	67.4
23	68.7	70.0	65.6	70.3	58.1	61.2	67.2

## 6 離農の理由

離農の理由は、後継者問題が多く47%、次いで、労働力不足の27%

- 離農理由は、後継者問題が最も多く47%、次いで労働力不足の27%となっている。
- 離農理由を1戸当たりの処分面積で比較すると、負債問題が25haと最も大きく、次いで将来不安が12.1haとなっている。
- 経営形態別には、稲作、畑作及び果樹・花きでは後継者問題が多いのに対し、酪農では、負債問題が多い。

図6-1 離農理由別の離農戸数の割合 (H23)



(ha) 図6-2 離農農家1戸当たり離農理由別処分面積 (H23)

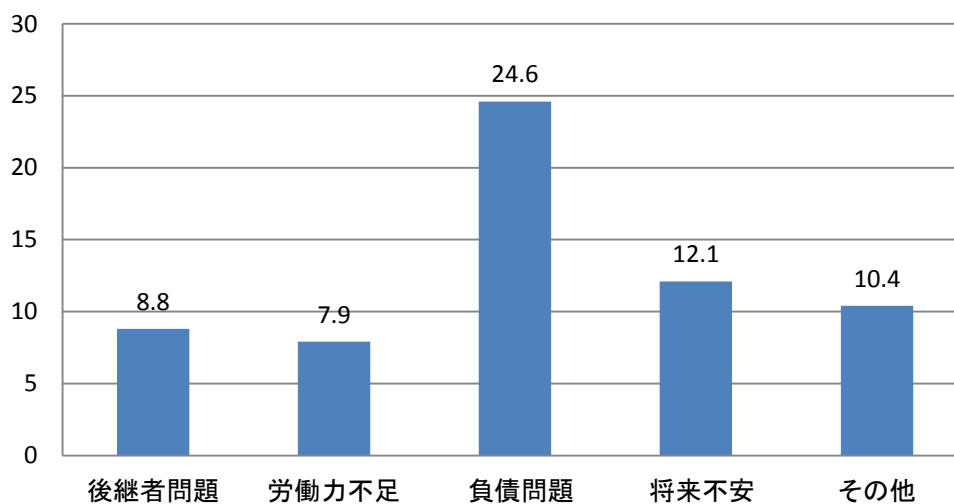


図6-3 離農戸数の離農理由別の割合の推移

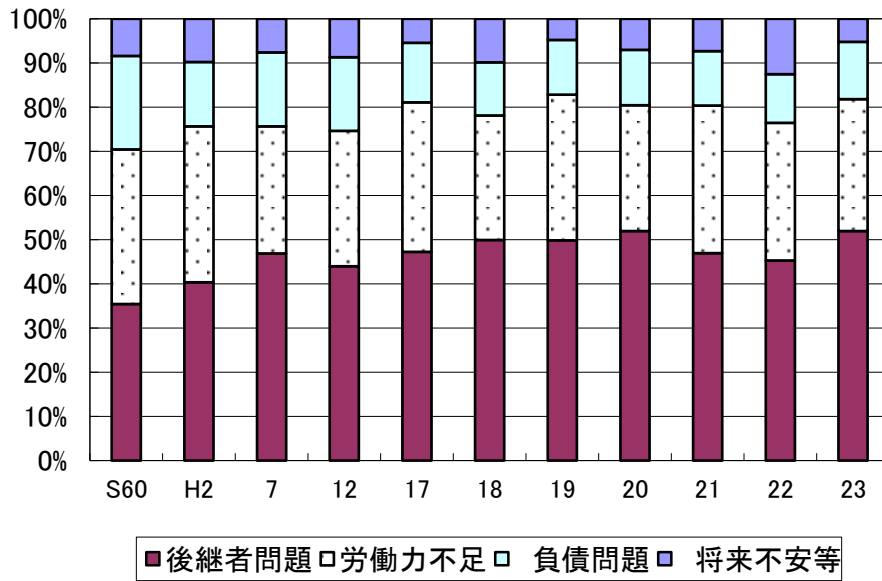
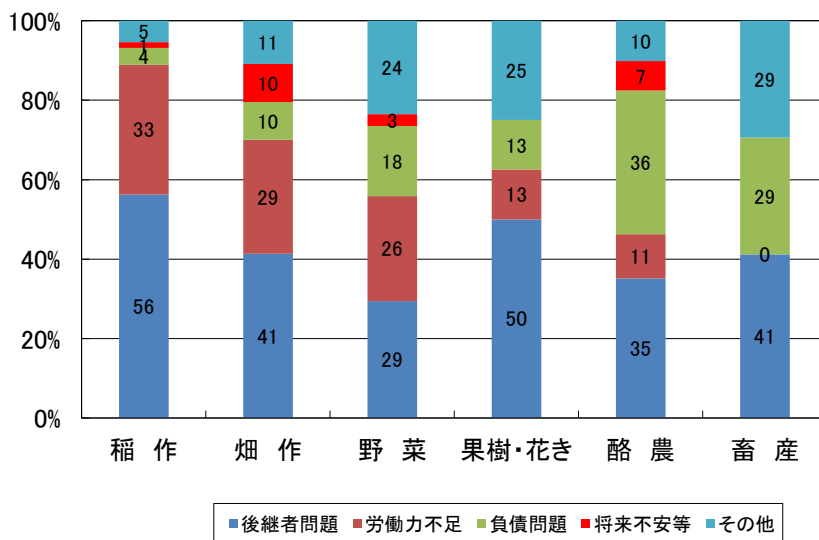


図6-4 経営形態別にみた離農戸数の離農理由別割合 (H23)





## 7 農地の処分形態

農地の処分形態は、所有権の移転が51%、賃借権の設定等が49%

- 処分農地面積のうち農地法第3条と農業経営基盤強化促進法によるものを処分形態別に見ると、所有権移転と賃借権の設定等(賃借権又は使用貸借による権利の設定)によるものが、ほぼ半々となっている。
- 振興局別では、胆振、釧路及び石狩などでは所有権移転の割合が高く、十勝、根室及び上川などでは、賃借権の設定等の割合が高くなっている。
- 適用法令別では、農業経営基盤強化促進法によるものが86%、農地法によるものが14%となっている。

表7 処分農地の適用法令別・処分形態別処分面積の推移

(単位:ha、%)

	農 地 法				基 盤 強 化 法		その他	計
	3 条		4・5条	18条	所有権の移転	賃借権の設定等		
	所有権の移転	賃借権の設定等						
S60	1,659.4	325.2	5.5	13.6	4,477.5	1,458.4	-	7,939.6
H2	1,267.7	267.6	16.7	20.7	5,505.8	4,771.8	-	11,850.3
7	484.2	293.7	19.1	0.0	5,201.8	4,415.1	-	10,413.9
12	606.0	224.1	3.0	171.9	6,194.2	5,233.1	-	12,432.3
17	276.8	229.9	2.4	173.1	3,892.2	3,842.0	61.6	8,478.0
18	293.4	451.3	7.3	150.4	5,042.7	5,381.9	0.7	11,327.7
19	215.8	175.9	3.5	196.1	4,513.2	4,427.3	61.6	9,593.4
20	258.4	113.3	28.3	357.8	4,213.4	4,216.1	9.4	9,196.7
21	426.7	208.7	1.6	98.8	3,558.9	3,174.6	50.1	7,519.4
22	369.4	416.6	1.0	159.5	3,349.9	2,362.4	40.5	6,699.3
23	301.1	771.1	2.2	233.8	3,606.6	2,984.5	34.1	7,933.4
H23割合	3.8	9.7	0.0	2.9	45.5	37.6	0.4	100.0
H23-22	▲ 68.3	354.5	1.2	74.3	256.7	622.1	▲ 6.4	1,234.1
H23/22	81.5	185.1	220.0	146.6	107.7	126.3	84.2	118.4

(注) その他は、交換分合によるもの、道路用地に買収されたもの、基盤強化法の委託、その他の使用収益に係わるものなどである。

表8 処分農地の処分形態別面積の推移

(単位:ha、%)

	所有権の移転	賃借権の設定等	計
S60	6,136.9	1,783.6	7,920.5
H2	6,773.5	5,039.4	11,812.9
7	5,686.0	4,708.8	10,394.8
12	6,800.2	5,457.2	12,257.4
17	4,169.0	4,071.9	8,240.9
18	5,336.1	5,833.2	11,169.3
19	4,729.0	4,603.2	9,332.2
20	4,471.8	4,329.4	8,801.2
21	3,985.6	3,383.3	7,368.9
22	3,719.3	2,779.0	6,498.3
23	3,907.7	3,755.6	7,663.3
同割合	51.0	49.0	100.0

表9 適用法令別の推移

(単位:ha、%)

	農地法3条	基盤強化法	計
S60	1,984.6	5,935.9	7,920.5
H2	1,535.3	10,277.6	11,812.9
7	777.9	9,616.9	10,394.8
12	830.1	11,427.3	12,257.4
17	506.7	7,734.2	8,240.9
18	744.7	10,424.6	11,169.3
19	391.7	8,940.5	9,332.2
20	371.7	8,429.5	8,801.2
21	635.4	6,733.5	7,368.9
22	786.0	5,712.3	6,498.3
23	1,072.2	6,591.1	7,663.3
同割合	14.0	86.0	100.0

(注) 農地法4条、5条、18条及びその他を除く

図7-1 処分農地の処分形態別面積割合の推移

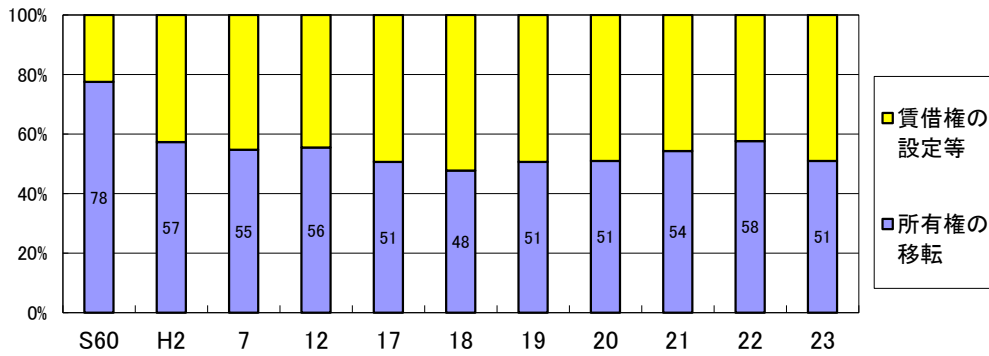
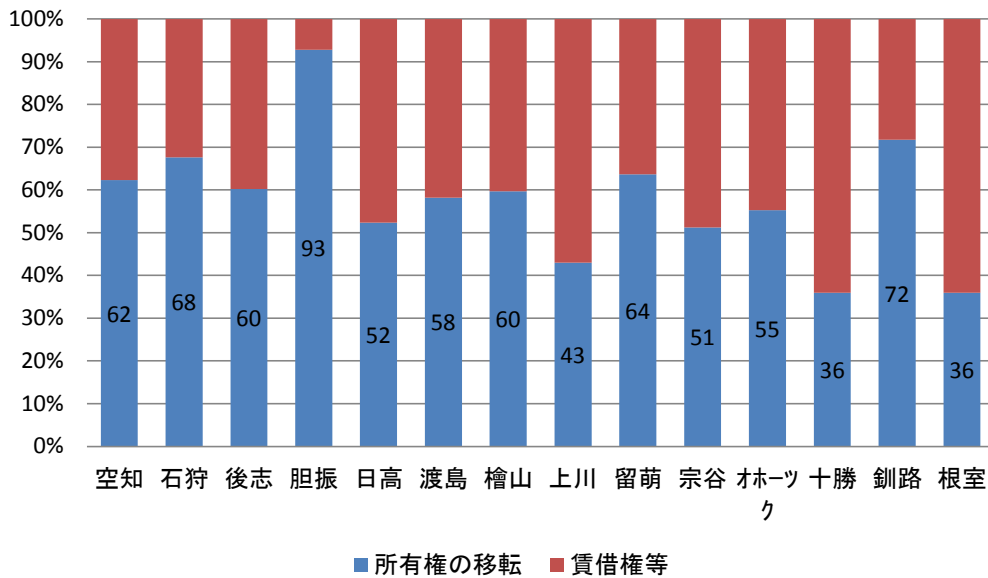
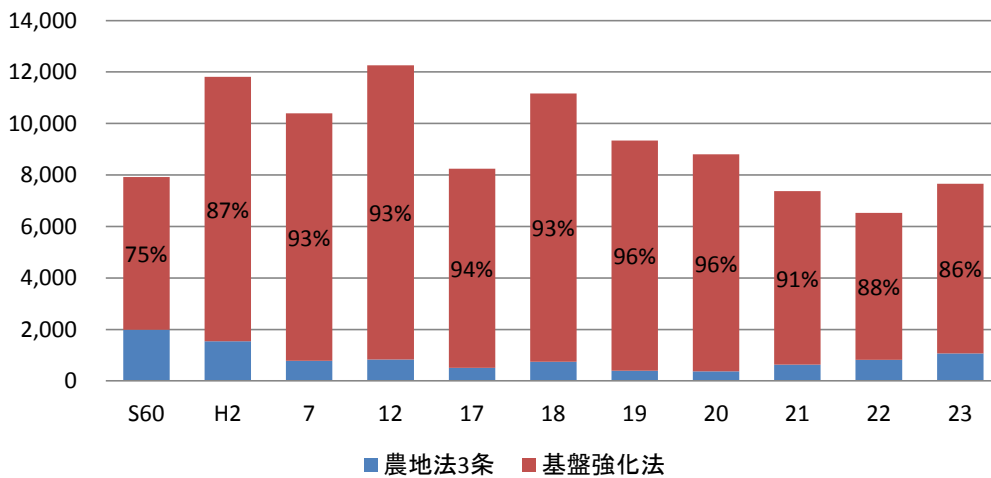


図7-2 振興局別にみた処分農地の処分形態別割合(H23)



(ha)

図7-3 適用条項の年次別推移



## 8 農地の処分先

離農農家の農地の処分先は、農家(農業生産法人を含む)に75%

- 農地の処分量は、7,933haで保有面積の85%を占めており、このうち、935戸(83%)の農家に5,965ha(75%)、190戸(17%)の非農家に1,969ha(25%)処分されている。
- 処分先の1戸当たり平均面積は、農家6.4ha、非農家10.4haと、非農家の面積が大きく、全体では7.1haとなっている。  
離農農家(739戸)1戸当たりで見ると、その処分先は1.3戸の農家に8.1haが、0.3戸の非農家に2.7haが処分されたことになる。

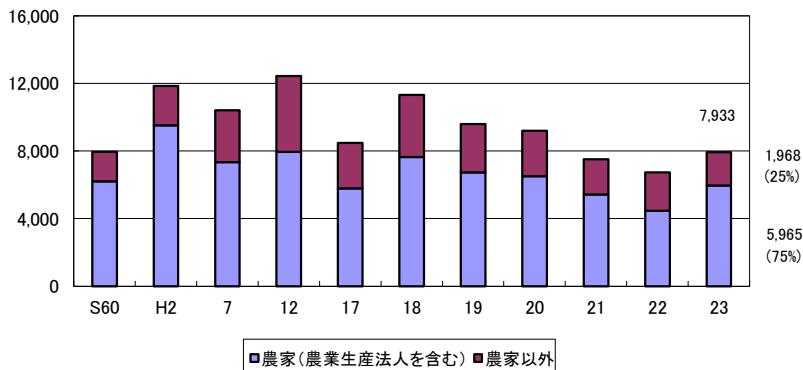
表10 農地の処分先(H23)

(単位:戸、ha)

処分先		戸数	面積	面積/戸	摘要
農家	農家個人	777	4,621.7	5.9	
	農業生産法人	158	1,343.2	8.5	
	小計(A)	935	5,964.9	6.4	
	構成比	83%	75%		
	離農農家1戸当たり処分先農家戸数(面積)	1.3	8.1		A/離農農家739戸で算出
非農家	農地保有合理化法人等	162	1,779.1	11.0	
	その他法人・個人	28	189.4	6.8	
	小計(B)	190	1,968.5	10.4	
	構成比	17%	25%		
	離農農家1戸当たり処分先農家戸数(面積)	0.3	2.7		B/離農農家739戸で算出
計		1,125	7,933.4	7.1	

(ha)

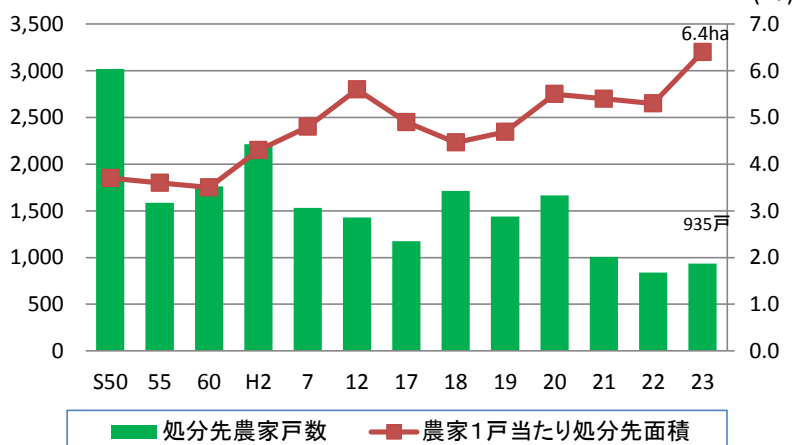
図8-1 農地の処分先別面積の推移



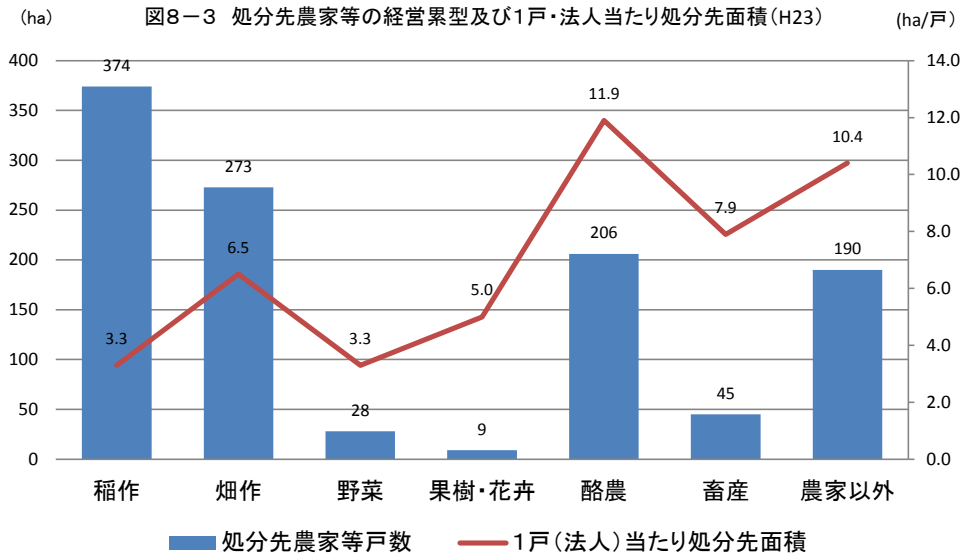
(戸)

図8-2 処分先農家戸数及び1戸当たり処分先面積

(ha)



- 処分された農地を経営形態別に見ると、稲作が最も多く374戸、次いで畑作の273戸となっており、1戸当たりでは、酪農が11.9haと多く、野菜が3.3haと少ない。



(農家への処分状況—個人・法人別)

農家に処分された農地面積の78%は個人農家

- 農家に処分された農地面積 (5,965ha)を個人・法人別にみると、個人農家が78%、農業生産法人が22%となっている。
- 経営形態別では、野菜、酪農及び稲作で個人農家の割合が比較的多くなっている。
- 振興局別にみると、胆振は農業生産法人の割合が多いが、その他の振興局は個人農家が多い。

図8-4 農家に処分された農地の個人・法人別推移

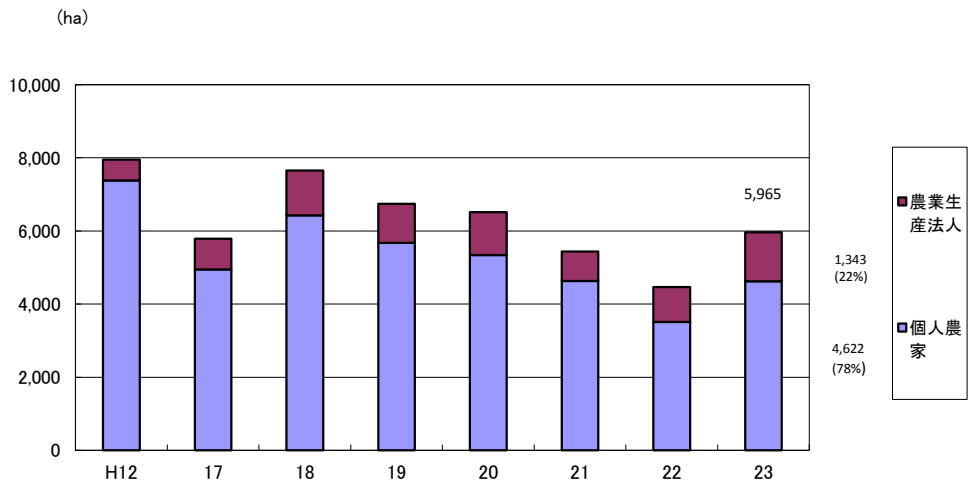


図8-5 処分先農家の個人・法人別内訳(H23)

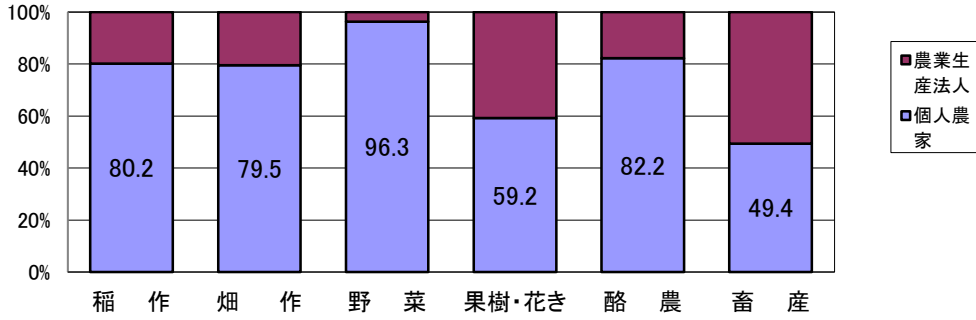
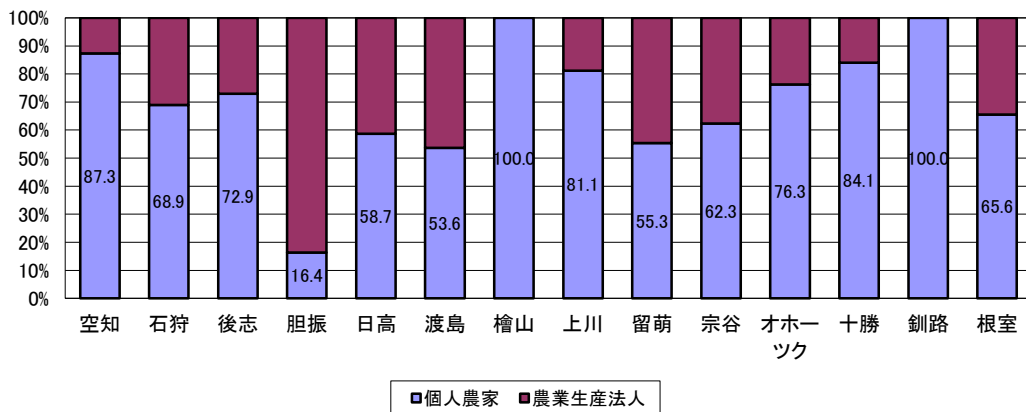


図8-6 振興局別に見た処分先農家の個人・法人別内訳(H23)



(農家への処分状況－認定農業者・一般農家別)

農家に処分された農地面積の94%は認定農業者

- 離農に伴う処分農地のうち農家に処分された農地の面積を認定農業者、一般農家別にみると、認定農業者が94%、一般農家が6%となっている。
- 処分先農家を経営形態別にみると、稲作、畑作及び酪農はその90%以上が認定農業者であるのに対し、果樹・花きは56%、畜産は73%にとどまっている。

図8-7 農家に処分された農地面積の認定農業者・一般農家別の推移

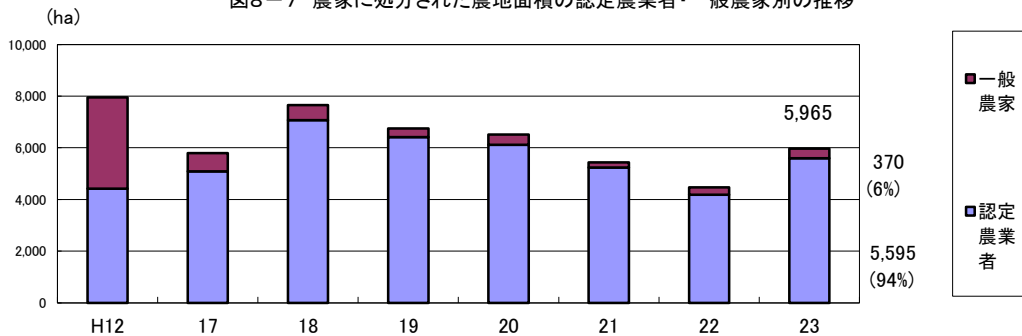
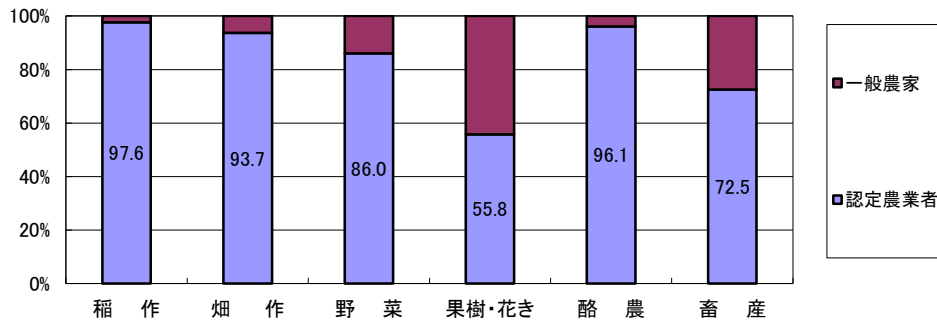


図8-8 処分農地面積の経営形態別にみた認定農業者、一般農家別の割合 (H23)

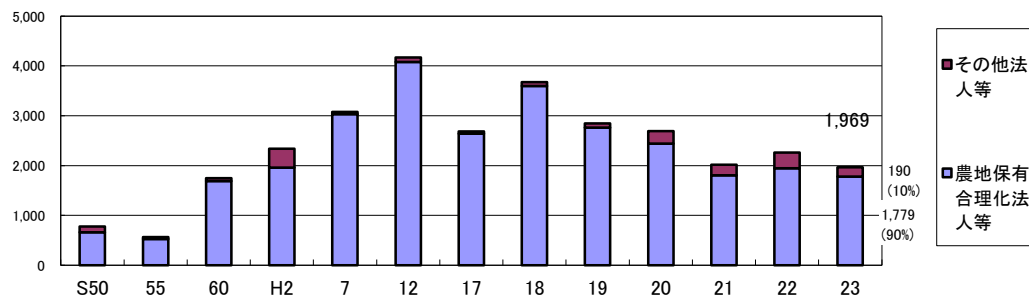


(農家以外への処分状況)

農家以外に処分された農地面積の90%は、農地保有合理化法人等

- 離農に伴う処分農地のうち農家以外に処分された農地面積の90%は、農地保有合理化法人等(一部、農地利用集積円滑化団体を含む。)となっている。

図8-9 農家以外に処分された農地面積の処分先



## 9 農地の処分先箇所数

離農農家の農地の処分先は、70%が1箇所

- 農地の全部又は一部を離農年内に処分した離農農家の処分先の箇所数(処分の相手方の数)は、1箇所が最も多く、全体の70%を占めている。
- 経営形態別にみると、酪農は1箇所と2箇所以上の割合がほぼ半々であるのに対し、他の経営形態は1箇所の割合が多い。

- 経営規模別にみると、10ha未満では1箇所の割合が多く、10haを境に2箇所以上の割合が多くなっている。

図9-1 離農農家の処分先別箇所数の割合 (H23)

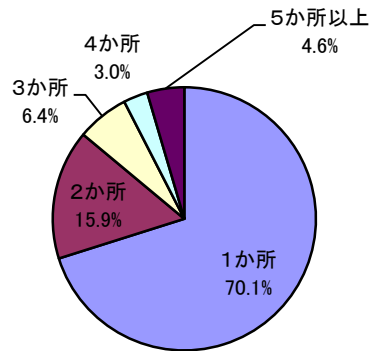


図9-2 経営形態別みた離農農家の処分先箇所数の割合 (H23)

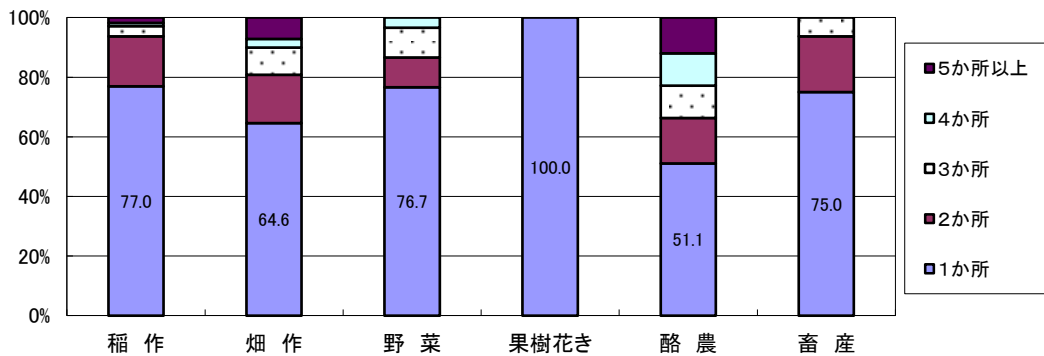
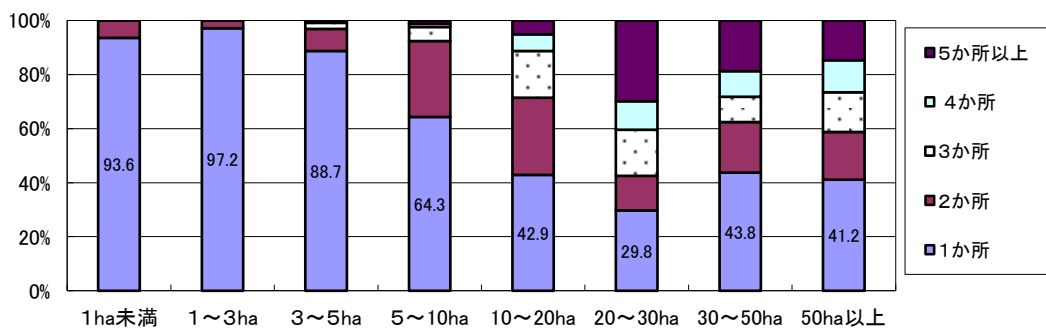


図9-3 経営規模別みた離農農家の処分先箇所数の割合 (H23)



## 10 未処分農地

離農農家の年内未処分農地面積は、保有面積の14%で22年より502ha増加

- 離農農家の保有面積9,291haの処分内訳は、処分農地7,933ha(85.4%)、未処分農地1,315ha(14.2%)、自留地は43ha(0.5%)となっている。
- これを、全地処分農家等の農家区分で見ると、全地処分農家が666戸(90%)で7,350ha(79%)、一部処分農家が37戸(5%)で1,107ha(12%)、全地未処分農家が32戸(4%)で832ha(10%)、全地未処分自留地農家が4戸(0.5%)で2ha(0.02%)となっている。

- 離農農家の年内未処分農地面積は19年まで増加し、20年及び21年は一時減少したが、22年以降は再び増加し、23年は22年より502ha多い1,315haとなっている。
- 年内未処分農地面積1,315haを全地未処分農家に係るものと一部未処分農家に係るものとに区分すると、その内訳はそれぞれ832ha、483haとなっている。
- 前年からの未処分農地面積は、20年まで増加傾向にあり、21年及び22年は一時減少したが、23年は再び増加し、22年より259ha多い2,420haになっている。
- この結果、前年からの未処分農地面積と23年の未処分農地面積を合わせた、23年末の未処分農地面積の累計面積は3,734haとなっている。
- 離農農家の未処分理由(戸数ベース)は、「次年度以降処分」とする者が多く、全体の42%を占めている。

表11 農地の処分、未処分状況(H23)

(単位:戸、ha、%)

区分	保有農地	処分内訳		
		処分農地	未処分農地	自留地
全地処分農家	戸数	666	666	236
	面積	7350.2	7309.9	40.3
一部処分農家	戸数	37	37	3
	面積	1106.9	623.5	483.0
全地未処分農家	戸数	32		32
	面積	831.7		831.7
全地未処分自留地農家	戸数	4		4
	面積	2.2		2.2
計	戸数	739	703	243
	面積	9291.0	7933.4	1314.7

図10-1 離農農家の年内処分農地等の推移

